

## 小松島市販路拡大支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、販路拡大、販売促進、技術力の向上や異業種交流等を図ることを目的とした徳島県外で開催される販売を主目的としない一定規模以上の展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事（以下「展示会等」という。）へ出展する市内企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する小松島市販路拡大支援補助金（以下「補助金」という。）について、小松島市補助金等の交付に関する規則（昭和37年小松島市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を置く者
- (2) 納期限が到来している市税を完納している者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が展示品を展示会等へ出展し、次に掲げる全ての要件を満たす事業であること。

- (1) 交付申請日が属する年度内において開催され、補助対象経費の支払いが当該年度内に完了するものであること。
- (2) 国、徳島県、他の自治体、公益法人等による小間料にかかる補助金の交付やその他の助成を受けていない、又は受ける予定のないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、消費税及び地方消費税を除き、以下に掲げるものとする。

- (1) 小間料 出展料、ブース借上料、その他これに相当する費用（小間を一体的に装飾するための経費及び備品リース料等は含まない。）
- (2) 旅費 展示会会場までの往復運賃及び宿泊費で最短経路による妥当な運賃で1名分までとする
- (3) 輸送費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の2以内で、15万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助金は、補助金を交付する年度の予算の範囲内において交付する。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、小松島市販路拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲

げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者が補助事業に申し込んだことを証する申込書等の写し
- (2) 補助対象事業の内容及び補助対象経費がわかるリーフレット等
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 事業所の所在地が確認できる書類又はパンフレット等
- (5) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請の回数は同一年度で一事業者1回までとする

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、小松島市販路拡大支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）を、又、不適当であると認めたときは、小松島市販路拡大支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）をそれぞれ申請者に対し通知するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第8条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更、中止、又は廃止した場合は、速やかに小松島市販路拡大支援補助金事業変更等届出書（様式第5号）を市長に届出なければならない。ただし、軽微な変更（補助金額の総額に変更がない場合）はこの限りではない。

（事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、小松島市販路拡大支援補助金事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 出展契約書等の出展したことが確認できる書類
- (3) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類の写し
- (4) 出展状況がわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、当該展示会等の終期から30日以内に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、小松島市販路拡大支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付確定額の通知を受けた補助事業者は、小松島市販路拡大支援補助金交付請求書（様式第9号。以下、「交付請求書」）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ、適当であると認めたとき

は、交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し又は補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付決定の内容に違反したとき

(2) 虚偽の申請若しくは報告、又は不正な行為により、補助金の交付を受けたとき

(3) 補助対象事業を取りやめたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。